

Title	規約人権委員会の「見解(Views)」の概要(1) : 1985年度・1986年度
Author(s)	
Citation	国際公共政策研究. 2001, 6(1), p. 241-255
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6566
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

翻 訳
Translation

規約人権委員会の「見解 (Views)」の概要(1)
—1985年度・1986年度—

Annual Summary of the Views
of the International Covenant on the Civil
and Political Rights (1): 1985•1986

人権条約研究会訳*

Translation by the Study Group on the Human Rights Treaties*

Abstract

Today, the Views of the Human Rights Committee are numerous, and it may be difficult to look into the overall of the activities of the Committee in this regard. Annual Reports of the Committee contain the chapter which summarizes the activities of the Committee, and provides us the useful way to search the important Views in the year concerned. For this reason, we consider it appropriate to translate this part of the Report into Japanese.

キーワード：市民的及び政治的権利に関する国際規約、規約人権委員会、「見解」

Keywords: the International Covenant on the Civil and Political Rights, the Human Rights Committee, Views

* 大阪大学

翻訳の連載にあたって

ここに訳出するのは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」、または単に「規約」という）に基づいて設立された「人権委員会」（以下、「委員会」、又は「規約人権委員会」ともいう）が国連総会に提出した各年次報告書のなかで、個人通報制度に基づく委員会の活動を要約した部分である。

人権委員会が個人通報に関して示す「見解 (Views)」は、自由権規約の各条文の解釈を検討する上で不可欠の資料である。しかし、今日、「見解」の数は多数に及び、その全貌や動向は容易にはつかみがたい。もとより、「見解」の動向を知る方法には様々なものがあるが、その1つとして便利なものは、ここに翻訳する年次報告書の該当部分を参照することである。

1984年までの動向を記載したものは、すでに佐藤文夫教授によりなされている（「規約人権委員会による個人通報に基づく争点の整理（1984年）」『成城法学』（1985年））。この翻訳はそれに続く各年度の該当部分を継続的に翻訳するものである。この翻訳の対象となる部分は、委員会が責任を負うものではない。しかし、各年度の「見解」の概要や動向を知ることには十分に可能である。この点でこの翻訳を公表する意義があると考え、ここに訳出する次第である。

この翻訳は、大阪大学大学院国際公共政策研究科において村上正直が担当する「プロジェクト演習（条約機関の実行）」の成果である。この授業では、受講者に各年度の翻訳を割り当て、それを全員で検討するという形式で行われた。その検討は、訳文の正確性はいうまでもなく、「てにをは」までにも及ぶ。その意味で、この訳文は参加者全員の成果である。ただ、担当者の労は多大のものがああり、その労を考慮して各年度の翻訳の末尾にその氏名を記載した。全員で検討した訳文とはいえ、誤訳や不適切な訳も多々あるものと思われる。ご指摘やご批判を頂戴できれば幸いである。

翻訳の対象となった該当部分は、年次報告書の年度と文書番号、該当ページをもって示し、また、各文の最初にみられる数字は原文のパラグラフであり、翻訳文中の注とその番号も原文にあるものである。なお、国名は「世界の国一覧表2000年版」（財団法人世界の動き社）に拠っている。

(村上正直)

1985年度 (A/40/40, pp. 139-147.)

V. 選択議定書に基づく通報の検討

A. 序

686. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書に基づき、規約が定める自己の権利のいずれかを侵害されたと主張し、かつすべての利用可能な国内的な救済措置を尽くした個人は、検討のため人権委員会に書面による通報を提出をすることができる。規約に加入し又は規約を批准した80カ国のうち、35カ国が選択議定書を批准し、又は選択議定書に加入することにより、個人の申立を取り扱う委員会の権限を受諾している。これらの国は、バルバドス、ポリビア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フィンランド、フランス、アイスランド、イタリア、ジャマイカ、ルクセンブルグ、マダガスカル、モーリシャス、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポルトガル、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セネガル、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、ザイール及びザンビアである。委員会は、この議定書の締約国でない規約の締約国についての通報を受理してはならない。通報は21の締約国に関して受理されている。

B. 作業の進捗状況

687. 委員会が、1977年の第2会期において選択議定書に基づく作業を開始して以来、189件の通報が検討のため委員会に提出されてきた（そのうちの174件は、第2会期から第22会期までに委員会に提出された。さらに残りの15件はそれ以降、つまり本報告書の扱う第23会期、第24会期及び第25会期に委員会に提出された）。第2会期から第16会期（1982年7月）までの選択議定書に基づいてなされた精選決定集は、1985年に刊行された²⁰⁾。

688. これまでに検討のため委員会に提出された189件の通報の状況は、次の通りである。

- (a) 選択議定書5条4項の見解で終結したもの、68件、
- (b) 他の形式（非許容、審議打切、停止又は取下げ）で終結したもの、92件、
- (c) 許容と宣言されたが、いまだ、終結に至っていないもの、13件、

20) 国連刊行物、Sales No. E. 84. XIV. 2. 現在は英語によるもののみ入手可能。他の言語によるものは準備中。

(d) 許容性認定に至っていないもの、16件（うち12件は委員会の暫定手続規則第91条に基づき締約国へ送付された）。

689. 第23会期から第25会期で、委員会は選択議定書に基づいて提出された多くの通報を審議した。委員会はそれらに対する見解を採択することにより、12件の事件の検討を終結した。それらは、No. 89/1981 (*Paavo Muhonen v. Finland*)、No. 115/1982 (*John Wight v. Madagascar*)、No. 132/1982 (*Monja Jaona v. Madagascar*)、No. 139/1983 (*Hiber Conteris v. Uruguay*) であり、Nos. 146, 148-154/1983 までの、8件の事件が併合審査された (*Kanta Baboeram-Adhin, Johnny Kamperveen, Jenny Jamila Rehnuma Karamat Ali, Henry Francois Leckie, Vidya Satyavati Oemrawsingh-Adhin, Astrid Sila Bhamini-Devi Sohansingh-Kamhai, Rita Dulci Imanuel-Rahaman, and Irma Soeinem Hoost-Boldwijn v. Suriname*)。委員会はまた、通報が非許容であると宣言して、10件の事件の検討を終結した。それらは次の事件である。No. 113/1981 (*C. F. et al. v. Canada*)、No. 158/1983 (*O. F. v. Norway*)、No. 168/1984 (*V. O. v. Norway*)、No. 173/1984 (*M. F. v. the Netherlands*)、No. 174/1984 (*J. K. v. Canada*)、No. 175/1984 (*N. B. v. Sweden*)、No. 178/1984 (*J. D. B. v. the Netherlands*)、No. 183/1984 (*D. F. et al. v. Sweden*)、No. 185/1984 (*L. T. K. v. Finland*)、No. 187/1985 (*J. H. v. Canada*) である。12件の事件について採択された見解、及び非許容と宣言された10件の事件に関する決定は、本報告書の付属文書 VII から付属文書 XXI に再録されている。他の11件の事件の検討は、審議打切となった（そのうち4件は通報者の要請によるものである）。（委員会の暫定手続規則第91条に従い締約国に送付され、又は許容性が宣言された）多くの係争中の事件に関して、手続的な決定がなされ、他の係争中の事件に関しては事務局の活動が要請された。

C. 委員会により検討された争点

690. 1977年の第2会期から1984年の第22会期までの選択議定書に基づく委員会の作業の概観は、とりわけ、委員会により検討され、決定が下された手続的及び実体的争点の要約が含まれている1984年の委員会の年次報告書²¹⁾を参照されたい。選択議定書に基づいて委員会が採択した見解と、通報を非許容と宣言した決定の全文は、委員会の年次報告の付属文書に毎年再録されている。前記のパラグラフ687で示したように、第16会期（1987年7月）を含む現在までの選択議定書に基づく委員会の決定の精選決定集は、国際連合刊行物（No. E.84. XIV. 2.）として出版されている。

21) 総会公式記録、第39会期、補遺 No. 40 (A/39/40)、補遺 No.40 (A/39/40 and Corr. 1 and 2.), chap. III.

691. 以下の要約は、本報告書が扱う期間中に検討された争点に関するさらなる進展を反映したものである。

1. 手続上の争点

(a) 選択議定書第2条に基づく「主張」

692. 選択議定書第2条は、侵害の主張は、規約が定める権利に関するものでなければならぬとしている。No. 174/1984 (*J. K. v. Canada*) において、通報者は、規約及び選択議定書の効力が締約国について発効する数年前に刑事上の犯罪を理由として不当に有罪判決を受けたと申立て、不当な有罪判決による汚名とそれによる社会的及び法的結果によって、現在規約上の多くの条項違反による被害者であると主張した。通報者は、委員会が締約国に対し有罪判決を無効にし、公正な賠償を支払うことを要請するよう要求した。委員会は、締約国に規約及び選択議定書の効力が及ぶ以前に生じた事件に関するものである限りにおいて、当該通報は時間的管轄による非許容であること、委員会が国内裁判所によりなされた事実認定を再検討し、また国内裁判所が上訴において提出された新事実を適切に評価したかを決定することは委員会の権限を超越するものであることにふれた後に、次のように述べた。すなわち、通報者の言うところの、有罪判決の結果は、「それ自体で、本件においては、市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく争点を生じさせない。従って、委員会は、通報者は選択議定書第2条に基づく主張を有しないと結論する。」それ故、委員会は通報は非許容であると決定した（付属文書 XIV を見よ）。

693. No. 173/1984 (*M. F. v. the Netherlands*) において、チリ国民である通報者は、オランダにおいて政治的庇護の申請を提出した。通報者の要求は却下され、その者の追放命令が出された。通報者は規約の多くの条項に締約国が違反したことによる被害者であると主張した。人権委員会は、通報が非許容であると宣言し、以下のように述べた。

「通報を十分に審査したが、規約の保護する権利の、締約国の侵害による被害者であるとする通報者の主張を立証するいかなる事実も明らかにされていない。特に、通報者自身の提出書類から、通報者は、聴聞を含む公的手続において、オランダにおける一時滞在についての自らの主張を示す十分な機会が与えられていたことは明らかである。従って、委員会は、通報者が選択議定書第2条に基づく主張を有しないと結論する。」（付属文書 XIII を見よ。）

(b) 締約国による留保

694. 締約国の留保に関する委員会の権限の問題²²⁾は、No. 168/1984 (*V. O. v. Norway*) における決定の対象になった。第25会期において、委員会は、通報が非許容であると宣言し、委員会と他の国際手続との双方に提出された通報の場合に適用する「同一の問題」という用語の意味をより一層明らかにした。委員会は次のように述べた。

「委員会は、ノルウェーが留保した選択議定書第5条2項は、他の国際手続で『同一の問題』が既に審査されている場合、委員会は通報を審査する権限を欠くと規定していることに留意する。委員会の見解では、この規定は、同一の当事者について提起された申立及びそれを裏付けるために提示された事実に適用される。従って、委員会は、現在委員会に提出されている問題が、実際には欧州人権委員会によって審査されたものと同一の問題であると認定する。委員会は通報者が規約に基づいて通報をなすにいたった状況は十分に理解するが、締約国の留保が委員会の通報の審査を排除する効果があると認定する。」(付属文書 XIX を見よ。)

(c) 許容性に関する決定の再検討

695. 委員会の暫定手続規則93条4項の規定により、委員会は選択議定書4条2項に基づき、締約国から提出された説明書又は声明書に照らして、通報が許容されると宣言する決定を再検討することができる。この規則が最初に適用されたのは、委員会の第24会期である。No. 113/1981 (*C. F. et al. v. Canada*) は、第19会期において委員会によって許容と宣言された。1985年4月の第24会期で、委員会は以前の決定を以下のように改めた。

「暫定手続規則第93条4項に従い、人権委員会は1983年7月25日の許容性に関する決定を再検討した。カナダ政府により提出された追加情報に基づき、委員会は、通報者が宣言判決を求めることにより、申し立てた権利侵害に対する救済を得ることができたと結論づける。委員会は、別の事件において、選択議定書に基づく手続きにおいて、通報者を害する形で、政府は利用可能性が合理的にみて明らかではない救済措置を援用することはできないことを強調した。しかしながら、1984年2月17日に提出された詳細な説明書によれば、法的な状況は次の点で十分に明確であると考えられる。すなわち、宣言判決という明確な救済措置は利用可能で、かつそれが与えられた場合、関係当局の行為に

22) 多くの選択議定書締約国が、選択議定書5条(a)に関して、次のような留保を付している。つまり同一の事案が国際的な調査又は解決のための他の手続により既に審議された場合、委員会が通報を検討する権限を持たないということである。これらの締約国は、デンマーク、フランス、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、及びスウェーデンである。

対する効果的な救済措置になっていたであろう点においてである。……」

「……………」

「上記の検討に照らして、委員会は選択議定書第5条2項に基づき、本件の本案審査はできないと認定し、次のように決定する。

1. 1983年7月25日の決定を取消す。
2. 通報は非許容である。」(付属文書 XV を見よ。)

(d) 申立の立証

696. 申立の立証がなされていないという理由で、多くの通報が非許容であると宣言された。No. 178/1984 (*J. D. B. v. the Netherlands*) において、通報者は雇用の面で差別を受けたと申立を行い、労働権を保障する経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第6条に言及した。通報者は、自身が被ったとする差別により、市民的及び政治的権利に関する国際規約第26条違反の被害者になったと主張した。委員会は、通報者が市民的及び政治的権利に関する国際規約で保障された権利侵害の被害者であるとする主張を立証するに際して、そうした事実は何ら提出されていないと結論づけ、通報は非許容であると宣言した(付属文書 XVI を見よ)。

2. 実体上の争点

(a) 生命に対する権利(規約第6条)

697. 規約第6条は、生命に対する固有の権利を保護し、生命に対する権利は法律によって保護され、何人も、恣意的にその生命を奪われないと規定している。第24会期において、委員会は選択議定書第5条4項に基づいて、生命に対する権利に関する8件の事件、つまり、Nos. 146、148-154/1983 (*Kanta Baboeran et al. v. Suriname*) についての見解を採択した。委員会暫定手続規則第88条2項に従って、これらの事件は併合審査された。その見解において、委員会は次のように宣言した。

「本条に規定された権利は人類の至高の権利である。したがって、国家当局による生命の剝奪は最も重大な問題である。このことは、本条全体から導き出せるものであり、特に、同条2項が、死刑は最も重大な犯罪に対してのみ科すことができると規定する理由となっている。この権利が法律によって保護され、何人もその生命が恣意的に奪われまいという要請は、法律が、国家当局により、人の生命が奪われかねない状況を厳格に管理し、制限しなければならぬことを意味する。本件において、憲兵による計画的な行動の結果、15人の著名な人物がその生命を失った事実から、生命の剝奪は故意によるも

のであったことは明らかである。締約国は、これらの人々が、逃走をはかった際に、射殺されたことを証明する事実を一切提出していない。

人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書5条4項に基づいて、市民的及び政治的権利に関する国際規約第6条1項の違反によって、被害者は恣意的にその生命を奪われたものであるという見解である。こうした状況において、委員会は規約の他の条項の違反の主張については、審査する必要はないと考える。

それゆえ、委員会は締約国に効果的な措置をとることを要請する。(i) 1982年12月の殺人に関して調査を行うこと、(ii) 被害者の死亡に責任があると思われる者に対して、法に照らして処断すること、(iii) 遺族に賠償金を支払うこと、(iv) スリナムにおいて、生命に対する権利がしかるべく保護されるよう確保すること。」(付属文書 X を見よ。)

(b)公正な裁判を受ける権利(第14条)、防御の準備のために十分な時間及び便益をもつ権利(第14条3項(b))を含む、刑事上の罪の決定において、最小限度保護される権利、及び、司法の利益のために必要な場合には、費用を負担せずに弁護人を付される権利(第14条3項(d))

(i) 防御の準備のために、十分な時間及び便益を与えられる権利(第14条3項(b))

698. No. 158/1983 (*O. F. v. Norway*) において、通報者は、交通法により許可された速度を超過して自身の自動車を運転し、かつ自身が経営する会社の情報を公的な登録機関に提供しなかったとして、有罪判決を受けた。通報者は、裁判所が交通違反に関するあらゆる関連文書の写しを自身に提供しなかったために、十分に防御の準備ができなかったと主張した。委員会は本件を非許容と宣言する際に、次のことに留意した。

「1982年8月26日から審議のあった10月21日までの間、通報者は、個人的に又は弁護士を通して、警察で自らの事件に関連する写しを検討できたはずであった。通報者は、あえてそれをせず、全ての文書の写しを自身に送付するよう要求した。委員会は、規約が刑事事件に関する捜査において、全ての関連文書の写しを被疑者に送付される権利を明示的に規定しているのではなく、通報者が防御のため、十分な時間と便益とを与えられ、並びに自らが選任する弁護人と連絡できることを規定していることに留意する¹⁾。たとえば、通報者の全ての主張が正しいものとして受け入れられても、第14条3項(b)違反の主張には、その根拠がない。」(付属文書 XII を見よ。)

1) 総会公式記録、第38会期、補遺 No. 40(A/38/40), paras.42-43、及び総会公式記録、第39会期、補遺 No.40(A/39/40 and Corr. 1 and 2.), para. 38.

(ii) 費用を負担せずに弁護人を付される権利 (第14条3項(d))

699. 同じ事件で、通報者は、規約第14条3項(d)で規定された、費用を負担せずに弁護人を付される権利が侵害されたと主張した。締約国は、通報者に費用を負担せずにすむ弁護人が付されなかった事実は、通報者が刑事訴追された罪の性質に照らして検討されなければならないと述べた。締約国が主張するところによると、二つの罪は、軽微で日常的なもので、実行上、軽い刑が課され得るのみである。通報者は 1000 NKr の罰金刑か、罰金が支払われない場合は10日間の拘禁刑が科された。委員会は、通報が非許容であると宣言し、次のように述べた。

「規約は、刑事訴追を受けている者が、『司法の利益のために必要な場合には、十分な支払い手段を有しないときは自らその費用を負担することなく』被告人に費用を負担せずに弁護人を付されることを予定している。通報者は、この特定の事件において、『司法の利益』のために、国家の支出をもって弁護人を付すことが要求されていたことを示していない。」(付属文書 XII を見よ。)

(c) 思想、良心及び宗教の自由についての権利 (第18条)。意見を持つ権利及び表現の自由 (第19条)

700. No. 185/1984 (*L. T. K. v. Finland*) において、通報者は、締約国により良心的兵役拒否者としての地位が認められなかったことで、通報者は規約第18条及び第19条の締約国による違反の被害者であると主張した。第25会期において、人権委員会は次のように述べて、通報は規約の規定と両立しないことを理由に、通報を非許容と宣言した。「規約は良心的兵役拒否の権利を規定してはいない。特に、第8条3項(c)(ii)を考慮に入れば、規約の第18条と第19条とは、そうした権利を含むものとして解釈することはできない。」(付属文書 XXI を見よ。)

3. 選択議定書に基づく委員会見解の採択後又は通報を非許容と宣言する決定後の行動の問題

701. 委員会はこれまでの会期で、見解の採択で既に結論の出た事件及び非許容と宣言された事件でなんらかのそれ以上の行動をとることが選択議定書上可能なのかという問題を扱った。選択議定書第5条4項に基づく見解の採択により終結した多数の事件で、通報者は当該締約国が委員会の表明した見解に従って行動するよう促す追加的な措置をとるよう委員会に要請している。また、非許容決定の採択により終結した多数の事件で、通報者は委員会に対してその決定の再審理を要請した。委員会の意見は、いずれの特定の事件の審議においても、そ

の役割は見解の採択又は他の終局的性質をもつ決定の採択により終了するということである。例外的事情がある場合にのみ、委員会は、以前の終局的な決定を再検討することに同意できる。基本的に、これは事件検討時に委員会が利用できず、かつ委員会の終局的決定を変更したであろうと主張される新事実が当事者により委員会に提出されていると委員会が確信するときのみ生じるであろう。

702. しかしながら、委員会は、選択議定書に基づく委員会の見解の結果、締約国がとったかもしれないいずれの行動にも、また関係する法律上の争点若しくは関係者の状況について締約国のとったいずれの行動にも関心を持つ。そこで、その見解を締約国に送付するとき、委員会は、締約国に対して見解に従って採ったいずれの行動についても委員会に通知するように招請する²³⁾。

703. 1984年10月11日、1985年2月4日及び1985年3月25日の覚書で、ウルグアイ政府は、事務総長に対し、1984年及び1985年に釈放された者の名簿を提出し、この名簿に人権委員会の注意を喚起するよう要請した。名簿は委員会で係争中又は検討され、かつ最終的な見解により終結した事件の多数の被害者の氏名を含んでいる。その後、いくつかの係争中の事件は、通報者の要請により審議打切となっている。また、1985年3月15日の覚書で、ウルグアイ新政府は、また、1985年3月8日の一般的な恩赦法の条文の一部を送付した。

704. No. 24/1977 (*Sandra Lovelace v. Canada*, 見解は1981年7月30日に採択され、効力を有する法律(インディアン法)はインディアン女性に対して差別的であると認めた)の通報に関する委員会の見解について、カナダ政府は1983年6月6日に、委員会の見解に応じてとられた立法措置とその他の措置に関する情報を委員会に提供した²⁴⁾。1985年7月5日の覚書で、カナダ政府は追加情報を提出し、1985年6月28日にインディアン法を改正した新カナダ法が女王の裁下を受け、1985年4月18日に改正法は発効したとみなされたと述べた。特に、インディアン法第12条1項(b)(No. 24/1977の事件で争点になった条項)は廃止され、今後、インディアン以外の者との婚姻によりインディアンの地位を失なったインディアン女性は、新法の第6条1項(c)に従って、再びインディアンとして登録することができる。

705. 1985年7月19日の覚書で、マダガスカル常駐代表団が通報 No. 132/1982 (*Monja Jaona*

23) 選択議定書に基づく見解の採択後に、締約国から受領した情報については、総会公式記録、第38会期、補遺 No.40 (A/38/40)、para. 396 及び付属文書 XXXI から XXXIII までを見よ。総会公式記録、第39会期、補遺 No. 40 (A/39/40 and Corr. 1 and 2), paras. 623 and 624 も見よ。

24) 総会公式記録、第38会期、補遺 No. 40 (A/38/40 and Corr.1 and 2), 付属文書 XXXI。

v. Madagascar) に対して1985年4月1日に採択された人権委員会の見解に関する締約国のコメントを送付した。第一に、締約国は国内的救済措置を尽くしていないという理由で、通報は非許容であるという立場を再度確認した。1984年4月に通報が許容された時点で、Jaona氏の事件が最高裁判所で係争中であったことを示す様々な裁判所の命令書と決定書の写しを同封した。第二に、締約国は、Jaona氏を1982年12月15日に拘禁するにいたった事実の詳細な説明書を提出し、同氏とその支持者による扇動によって勃発したとされる暴動にふれた。第三に、締約国は Jaona 氏が罪に問われている犯罪を特定して列挙した同氏の拘禁命令を引用し、同氏は逮捕時にこれらの罪状を知らされたことを指摘した。第四に、締約国は、Jaona氏が Kelivondrake にある国家元首の別邸の一つに拘束され、同氏の息子はそこで一緒に過ごすことができ、その妻は同氏に面会することが許されていたと述べた。以上から、締約国は Jaona 氏に対して規約のどの条項に対する違反もしていないと結論づけた。締約国は、この情報がより早い段階で委員会に提出できなかったことを遺憾とし、将来において委員会とより十分に協力関係を築く意思を確認する。

706. 委員会は、選択議定書に基づき委員会が採択した見解に関連する情報及び積極的回答を委員会に提出した、締約国の協力を歓迎する。

(藤本晃嗣)

1986年度 (A/41/40, pp. 95-97)

V. 選議定書に基づく通報の検討

A. 序

414. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書に基づき、規約が定める、自己の権利のいずれかを侵害されたと主張し、かつ、すべての利用可能な国内的救済措置を尽くした個人は、検討のため人権委員会に書面の通報の提出をすることができる。規約に加入し又は規約を批准した83カ国のうち37カ国が選択議定書を批准しまたは選択議定書に加入することにより、個人の申立を取り扱う委員会の権限を受諾している。これらの国は、バルバドス、ボリビア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フィンランド、フランス、アイスランド、イタリア、ジャマイカ、ルクセンブルグ、マダガスカル、モーリシャス、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポルトガル、セントビンセントおよびグレナディー

ン諸島、サンマリノ、セネガル、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、ザイル及びザンビアである。いずれの通報も、規約の締約国であるが選択議定書の締約国ではない国家に関するときは、委員会により受理されえない。

B. 作業の進捗状況

415. 委員会が、1977年の第2会期において選択議定書に基づく作業を開始して以来、22の締約国に関する211件の通報が検討のため委員会に提出されてきた（その内の189件は、第2会期から第25会期までに委員会に提出された。さらに残りの22件はそれ以降、つまり、本報告書の扱う第26会期、第27会期及び第28会期に、委員会に提出された）。第2会期から第16会期（1982年7月）までの選択議定書に基づいてなされた精選決定集は、1985年に刊行された¹³⁾。第17会期から第28会期までの精選決定集は、まもなく刊行される。委員会は、この第2集の刊行がしかるべき速さで進められることが極めて重要であると信ずる。

416. これまでに検討のため委員会に提出された211件の通報の状況は、次の通りである。

- (a) 選択議定書5条4項の見解で終結したもの、72件、
- (b) 他の形式（非許容、審議打切、停止又は取下げ）で終結したもの、106件、
- (c) 許容と宣言されたが、いまだ、終結に至っていないもの、12件、
- (d) 許容性認定に至っていないもの、21件（うち20件は委員会の暫定手続規則第91条に基づき締約国へ送付された）。

417. 第26会期から第28会期で、委員会は選択議定書に基づいて提出された、多くの通報を審議した。委員会はその見解を採択することにより、4件の事件の検討を終結した。それらは、No. 138/1983 (*Ngalula Mpandanjila et al. v. Zaire*)、No. 147/1983 (*Lucía Arzuaga v. Uruguay*)、No. 156/1983 (*Luis Alberto Solorzano v. Venezuela*)、及び No. 157/1983 (*André Alphonse Mpaka-Nsusu v. Zaire*) である。委員会はまた通報が非許容であると宣言して、5件の事件の検討を終結した。それらは、次の事件である。No. 112/1981 (*Y. L. v. Canada*)、No. 118/1982 (*J. B. et al. v. Canada*)、No. 165/1984 (*J. M. v. Jamaica*)、No. 170/1984 (*E. H. v. Finland*)、及び No. 184/1984 (*H. S. v. France*)。4件の事件について採択された見解、及び非許容と宣言された5件事件に関する決定は、本報告書の付属文書 VIII から付属文書 XI に再録されている。他の9件の事件の検討は、審議打切となった。（委員会の暫定手続規則第91条に従い締約国に送付され、又は許容性が宣言された）多くの係争中の事件に関して、

13) 国連刊行物、Sales No. E. 84. XIV. 2. 英語によるもののみ入手可能であり、他の言語によるものは準備中。第2集は刊行予定。

手続的な決定がなされた。他の係争中の事件に関して事務局の活動が要請された。

C. 委員会により検討された争点

418. 1977年の第2会期から1985年の第25会期までの選択議定書に基づく委員会の作業の概観は、とりわけ、委員会により検討され決定が下された手続的及び実体的争点の要約が含まれている、1984年と1985年の委員会の年次報告書を参照されたい¹⁴⁾。選択議定書に基づいて委員会が採択した見解と、通報を非許容と宣言した決定の全文は、委員会の年次報告書の付属文書に毎年再録されている。

419. 以下の要約は、本報告書が扱う期間中に検討された争点に関するさらなる進展を反映したものである。

1. 手続上の争点

420. 委員会は、選択議定書第4条2項に基づいて提出された説明書又は声明書により、委員会の暫定手続規則第93条4項に基づいて、通報を許容と宣言した決定を再検討することができる。以前の事件 (No. 113/1981, *C. F. et al. v. Canada*) の場合と同様に、委員会はその第27会期において No. 165/1984 (*J. M. v. Jamaica*) の事件についての許容性の決定を再検討する機会を持った。通報者が国内的な救済措置を尽くさなかったという、締約国によって提出された新たな情報に基づいて、委員会は以前の決定を取消し、通報を非許容と宣言した (付属文書 IX C を見よ)。

421. また、通報者が委員会の追加情報を求める要請に応答せず、かつ委員会の督促に対応しなかったものについて、委員会は正式の決定を下さずにいくつかの事件の審議を終了した。

2. 実体上の争点

422. 本報告書が扱う期間中、委員会の許容性の決定の大部分は委員会の以前の判例法の枠を越えるものでなかったのに対して、非許容と宣言した事件に関する2つの決定は特別の注目に値する。No. 112/1981 (*Y. L. v. Canada*) の事件において、委員会は規約第14条1項の一側面を明らかにする機会を持った。

「委員会の見解では、『民事上の争い』の概念は、……当事者の一方の地位 (政府機関か、

14) 総会公式記録、第39会期、補遺 No. 40(A/39/40), paras. 569-625, 及び総会公式記録、第40会期、補遺 No. 40(A/39/40), paras. 690-706 を見よ。

準国家機関か、又は制定法上の自律的機関かといった)ではなく、むしろ問題となる権利の性質に基づくものであるか、又は個々の法制度の定めるところに従い、当該権利について裁定がなされることとなる特定の場 (forum) に基づくものである。とりわけ、コモン・ロー制度においてはこのことがあてはまる。そこでは、公法と私法との間に固有の違いはなく、また、裁判所は通常は第1審、又は制定法等が特に定める上訴審において、司法審査により当該手続に対して監督をするのである。」

3人の委員会委員によって署名された個別意見では、「民事上の争い」の意味に関して異なる見解が表明され、これは本決定に添付されている (付属文書 IX A 及び添付書を見よ)。

423. 委員会は、No. 118/1982 (*J. B. et al. v. Canada*) の事件の許容性の問題について討議した際、地方公務員のストライキ権を禁止することが、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第22条違反に相当するかを検討する機会を得た。委員会は、規約第22条の範囲を解釈するに際して、まず最初に、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして当該条項の各用語の通常の意味に対して注意を払い、また規約の準備作業を吟味することで解釈の補足的な手段にも依拠した。委員会は、これらの作業によって、市民的及び政治的権利に関する国際規約の起草者達がストライキ権を保障しようとしていたとの結論を得ることはできなかった。

「起草過程から導きだされた結論は、市民的及び政治的権利に関する国際規約と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の比較分析によって補強される。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第8条1項(d)は、自己の経済的及び社会的利益の増進及び保護のために労働組合を結成しかつこれに加入するすべての者の権利に加えて、ストライキ権を認めており、これにより、ストライキ権が労働組合を結成しかつこれに加入する権利に内在する要素としてみなすことができないことを明らかにしている。従って、市民的及び政治的権利に関する国際規約が第22条1項においてストライキ権を同じように明示的に規定していないという事実は、この権利が同条項の範囲に含まれるものではなく、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第8条が規定する特定の制限を条件として同規約の手続とメカニズムのもとでの保護を享受するものであることを示している。」

これらの分析に同意できない5人の委員会委員の署名による個別意見がここでも添付されている (付属文書 IX B 及び添付書を見よ)。

424. 選択議定書第5条4項に基づく委員会の見解の中で、2つの見解が締約国からのいかなる提出物もないままに採択された。刑務所に収容されている12名のザイールの国会議員に関する、No. 138/1983 (*Ngalula Mpandanjila et al. v. Zaire*) の事件において、委員会は、とりわけ規約第12条1項違反を「通報者等は長期間にわたる行政的追放措置の期間中、移動の自由を奪われていたから」という理由で、及び第25条違反を「通報者等は平等な条件のもとで公務に携わる権利を剥奪されたから」という理由で認定した(付属文書 VIII A を見よ)。No. 157/1983 (*Andre Alphonse Mpaka-Nsusu v. Zaire*) の事件において、委員会は、とりわけ規約第12条1項違反を「通報者は自身の故郷の村へ無期限に追放されたから」という理由で、及び第25条違反を「通報者にはザイール法に基づいて大統領に立候補する資格があるにもかかわらず、それを許されなかったから」という理由で認定した(付属文書 VIII D を見よ)。

(藤本晃嗣)